

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

千葉県長生郡長生村

2 構造改革特別区域の名称

「安心して子どもを産み育てられる」子育て環境の充実特区

3 構造改革特別区域の範囲

千葉県長生郡長生村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、社会的特性

長生村は、千葉県の太平洋側のほぼ中央にあって、日本で有数の長い砂浜で知られる、「九十九里浜」の南部に位置する、面積 28.32 km²、人口 14,900 人（平成 24 年 3 月末現在）の千葉県唯一の「村」である。

太平洋の黒潮による影響を受けて、年間を通して温暖な気候に恵まれており、こうした気候条件と平坦な地形を生かして、稲作や野菜栽培などのほか九十九里浜での沿岸漁業を中心に発展してきた。昭和 58 年には、本村の西部地区に工業団地開発が行われ、農業、工業、観光といった各種産業と人々の暮らしのバランスに恵まれるとともに、東京都心からも特急利用で約 1 時間と、周辺都市や首都圏への通勤圏内としての立地条件に恵まれ、人口が急増した。

人口減少社会に突入し、本村においても少子高齢化が進むものの近隣市町と比し、比較的若い村と言えるが、若年労働力の流出が増加することが懸念され、地域の衰退が危惧されている。

(2) 子育て支援施策の現状と課題

本村においては、JR 外房線の八積駅を有し、首都圏への通勤圏内であること、近隣に比して地価が非常に安価なことも要因となって、隣接する茂原市のベッドタウンとして宅地化が進み、千葉県内でも人口の増加する数少ない町村となっていた。現在では、全国的に人口減少社会を迎える中で、人口の推移は、ほぼ横ばい状態となっているが、前述の要因や子育て支援の充実に係る施策を推進する中、若年夫婦の転入が多く、核家族化の進展や両親共に

就業する家庭の増加により保育を必要とする家庭は増加している。子育て支援の主な施策として、中学校3年生までの医療費の無料化(一部負担金あり)、延長保育の実施、保護者の育児疲れの解消を目的とした一時保育の実施、病児・病後児保育事業などを近隣市町に先駆けて導入してきたところであるが、保護者からは更なる子育て支援の要望が寄せられ、多様なニーズに応じた保育サービスの充実が求められている。

本村には、昭和28年合併前の旧村単位で村立の保育所が3ヶ所あり、0歳から5歳までの乳幼児約360人を保育しており、保育職員数は全体で48人、うち、臨時的任用職員を含む非正規職員が半数以上の22人を占めている。本村においても、平成17年度から定員適正化計画に取り組んでいるが、保育部門や福祉行政部門においては、職員を削減することなく充実を図ってきた。しかしながら、国の定める保育士配置基準において保育士を多く必要とする0歳から2歳の乳幼児の増加、集団生活において落ち着きがない等のいわゆる「発達障がいグレーゾーンの子」等の増加により、保育士、看護師及び保健師(以下「保育士等」とする。)の慢性的不足に陥り、臨時的任用職員に頼らざるを得ない状況にある。

また、低年齢児保育、長時間保育、慢性疾患や障がいを持つ子の保育に加え、地域の子育て支援など多岐にわたる保育ニーズに対応するとともに、保育の質的向上が求められている。なかでも健康、安全は保育の基本であり、子ども一人ひとりにあった配慮とともに、適切な感染予防や衛生管理、安全対策など集団への配慮も求められている。本村では平成21年4月より看護職の臨時的任用職員を採用して対応しており、子どもと保護者への健康支援、職員への保健指導、地域の子育て相談など幅広い活動を実施している。

5. 構造改革特別区域計画の意義

日本全国で少子高齢社会、人口減少社会が到来し、本村においても平成20年度をピークに、人口が微減ではあるが減少傾向にある。しかしながら、本村においては、従来からの子育て支援施策や様々な要因から若年夫婦が増加し、それに伴う核家族化の進展、経済的事情からの両親共働きなどにより、保育に欠ける乳幼児数については、定員を上回る状況が続いている。また、0歳から2歳児の乳幼児の保育を必要とする家庭や子育て不安、発達支援等を必要とする家庭が増えている。

一方で、定員適正化計画による計画的な定員管理を遂行する中で、保育士等

を含む福祉部門については職員の充実を図ってきたが、一般行政に影響を及ぼし始めているため保育士等の採用については限界に達している。また、行財政改革の重点目標として、組織・機構の合理化、行政サービスの向上に努めることとされ、具体的には、効率的な保育所運営と質の高い保育サービスの提供が求められている。個別的には、3保育所の統廃合を含めた「認定こども園」の創設等も検討されており、現状では、保育士等の資格を有した、多くの臨時的任用職員を活用しなければならない状況にある。

近年、保育士等の資格を有した者については、正規職員になるべく、需要の多い地方から都市を目指し、また、より安定した、かつ、より高待遇な都市へと向かい、本村のような条件では有資格者の確保が困難であり、職員の産休、育休の代替職員の補充にも支障をきたしている。

このような状況の中、任用期間延長という本特例の適用を受けることで、臨時的任用職員として勤務する者の雇用の安定と処遇改善が図られ、有資格者の確保が従前に比べて拡充される。また、安定雇用によって生みだされる保護者との信頼関係の構築、人材育成による質の高い保育サービスの提供など、安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実を更に加速することが可能となり、もって、若年世代の流出抑制及び定住化が大いに期待できる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

多様化する子育て支援のニーズに対応するためには、経済的な支援はもとより、乳幼児及び保護者と保育士等との「絆」が第一義であり、子どもを安心して預けることができる保育体制を築くことが急務である。構造改革特別区域計画の認定により、更なる子育て環境の充実と行政の効率化を目指す。

- (1) 保育士等の臨時的任用職員を安定的に確保することにより、幼児教育の推進、子育て不安の解消を図る。
- (2) 任用期間が延長されることによって、研修内容の充実が可能となり、職員の能力開発、質の高い保育士等を育成し、保護者との信頼関係を構築する。
- (3) 今後の乳幼児数の推移や3保育所の統廃合を含めた認定こども園の創設等を勘案した正規職員の適正配置により行財政改革を推進する。

「安心して預けることができる」、「だから、安心して産むことができる」という環境整備により、若年世代の定住化促進、少子化対策を推進することができ、さらには、人口の減少を抑制し、活力あるまちづくりを目指す。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、保育士等の有資格者の安定的な確保ができることから、更なる行財政改革の推進、定員適正化計画の目標達成により、義務的経費の一つである人件費の抑制が図られ、ひいては、現状の保育料で多様化する保育ニーズに対応することが可能である。こうした保育サービスの充実により、「安心して子どもを産み育てられる」まちづくりの村として、妊娠、出産、子育てを考える人々の心身にゆとりを提供するとともに、経済的不安の解消による女性の社会進出や職場復帰、若年世代の定住化を推進し、もって地域の活性化につながることを期待できる。

また、保育士等の安定的、中期的な雇用が確保されることにより、高度な研修機会を与えることが可能となり、人材育成とともに高品質な保育サービスを提供することができる。これらによって、子どもや保護者との信頼関係が一層深まるとともに、若年世代の定住化の推進を図ることができる。

8. 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

千葉県長生郡長生村

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4. 特定事業の内容

長生村が設置する保育所において任用する臨時的任用職員である保育士、看護師及び保健師（以下「保育士等」とする。）の有資格者について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、現行の最大1年間の雇用期間に特例を設け、採用の日から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

5. 当該規制の特例措置の内容

- (1) 規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠（構造改革特別区域法第24条第1項第1号要件）

日本全国で少子高齢社会、人口減少社会に突入した中、本村においては、少子化の影響が比較的少なく、毎年定員を上回る保育所入所希望が続いている。保育を希望する家庭からは、幼児教育や子育て不安の解消など更なる要望があり、多様化する子育て支援ニーズに対応するための職員の需要が増加している。一方で、保育所の統廃合をふまえた「認定こども園」の創設や定員適正化計画の目標達成を進めるために、保育士等の有資格者については、今後も多くの臨時的任用職員を活用しなければならない状況にある。

しかしながら、保育士等の有資格者は、正規採用の道を選び、また、より高待遇、好条件の都市へと向かうため、本地域においては需要の増加に対して供給が追いつかない状況となっている。任用期間が最長で1年間しかないことから、年度当初における新規の任用には、非常に苦慮しており、後任となる人材を確保することが極めて困難である。

(2) 「特例措置の内容」で定められている必要な措置の内容（構造改革特別区域法第24条第6項）

①本特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

臨時的任用職員は、職員定数の規定が除外されていることから、特定事業の実施にあたっては、適正な運用の確保を図るとともに、住民への説明責任を果たすため、臨時的任用の期間を延長して任用する職員の状況については、村職員の給与、人事行政の運営等の状況に係る公表に併せて、広報紙及び長生村のホームページで公表する。

②職員の分限に関する規定の制定

地方公務員法第29条の2第1項の規定により、臨時的任用職員には、同法第28条等の分限に関する規定等が適用されないことから、特定事業の実施にあたっては、身分保障の見地から、本特例により臨時的任用された職員について、1年を超えたときから適用可能なものとする分限に関する条例を整備するものとする。

③資格要件の制定

臨時的任用職員の任用期間延長を行おうとする任命権者は、採用しようとする職の適格者を得るための資格要件を定めることとする。